美郷町条例第　７　号

美郷町ふるさと定住奨学金基金条例

（設置）

第１条　本町出身の優秀な学生に対する高等学校、大学及び大学院等の学校修学に係る経済的支援を行うことにより、定住促進を図り美郷町を担う人材を育成するため、美郷町ふるさと定住奨学金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金の額は、３，０００万円とする。

２　必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

３　前項の規定により積み立てたときは、基金の額は当該積立額を加えた額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。